

第 9 期

伊勢崎市高齢者保健福祉計画

【令和6（2024）～令和8（2026）年度】

（素案）

伊勢崎市老人福祉計画

伊勢崎市介護保険事業計画

令和6（2024）年1月

伊 勢 崎 市

目次

第1章	計画の位置づけ	
第1節	計画策定の背景及び目的	1
1-1	計画の背景	1
1-2	計画の目的	2
第2節	計画の法的位置づけ及び性格	2
2-1	計画の法的位置づけ	2
2-2	計画の性格	2
2-3	他の計画との整合性	3
2-4	本計画とSDGsの親和性	4
第3節	計画の期間及び見直しの時期	5
3-1	計画の期間	5
3-2	計画の見直し時期	5
第2章	高齢者の現状等	
第1節	市全体の高齢者の人口等の推移・推計	6
1-1	総人口（3区分人口）及び高齢化率等の推移・推計	6
1-2	高齢者世帯の推移	8
1-3	日常生活圏域別の高齢者人口等	11
第2節	介護保険給付の実績把握と分析	12
2-1	介護保険被保険者の推移・推計	12
2-2	要支援・要介護認定者数の推移	13
2-3	介護保険給付の状況	15
第3節	第8期計画による計画値と実績値	18
3-1	総人口、被保険者等の計画値と実績値	18
3-2	介護給付サービスの計画値と実績値	19
3-3	予防給付サービスの計画値と実績値	20
第3章	アンケート等調査結果の概要	
第1節	介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	21
1-1	生活状況について	21
1-2	日常生活におけるリスクの状況について	23
1-3	地域での活動について	25
1-4	たすけあいについて	26
1-5	健康について	29
1-6	認知症に関する相談窓口の認知度について	29
第2節	在宅介護実態調査	30
2-1	主な介護者の仕事と介護の両立の状況	30

2-2	介護者が不安に感じている介護内容.....	32
2-3	在宅生活の継続に必要な支援・サービス.....	33
2-4	訪問診療の利用状況.....	33
第3節	介護サービス事業所調査.....	34
3-1	介護サービスの充足度.....	34
3-2	事業所の運営について.....	35
3-3	看取りについて.....	38
3-4	在宅医療・介護の連携について.....	39
第4章	計画策定に向けた課題	
第1節	高齢者の現況からみた課題.....	40
1-1	高齢者人口の増加と現役世代人口の減少.....	40
1-2	高齢夫婦・ひとり暮らし高齢者世帯の増加.....	40
1-3	適切な介護サービスの提供体制.....	41
1-4	日常生活におけるリスク.....	41
1-5	日常生活圏域の特徴に応じた対応.....	41
1-6	在宅介護と就労の継続.....	42
1-7	認知症への対応.....	42
1-8	地域包括ケアシステムの更なる深化・推進.....	43
第2節	第8期計画の主な取組と課題.....	44
2-1	介護保険サービスの展開.....	44
2-2	介護予防事業の推進.....	44
2-3	包括的支援事業の推進.....	45
2-4	認知症施策の推進.....	45
2-5	見守り体制等の強化.....	45
2-6	高齢者の住まいや移動に配慮したまちづくりの推進.....	46
2-7	生きがい活動支援の充実.....	46
2-8	健康づくりの推進.....	47
第5章	計画の理念と方針	
第1節	基本理念.....	48
第2節	基本方針.....	49
第3節	日常生活圏域の設定.....	53
3-1	日常生活圏域別の要支援・要介護認定者等状況.....	54
3-2	日常生活圏域別の認知症高齢者の状況.....	55
3-3	日常生活圏域別の障害高齢者の状況.....	56
第4節	施策体系.....	57
第6章	施策の展開	
第1節	介護保険サービスの展開.....	58
1-1	居宅サービス.....	59
1-2	地域密着型サービス.....	67

1-3	施設サービス	72
第2節	地域支援事業の展開	74
2-1	介護予防・日常生活支援総合事業	74
2-2	包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）	79
2-3	包括的支援事業（社会保障充実分）	82
2-4	任意事業	87
第3節	高齢者一般施策と関連事業の展開	92
3-1	保険外サービスによる在宅生活支援の充実	92
3-2	高齢者福祉施設の整備（介護保険以外のサービス）	94
3-3	高齢者向け健康づくり事業等	95
3-4	見守りと高齢者虐待防止対策に係る施策	97
3-5	高齢者の生きがいと社会参加に係る施策	100
3-6	高齢者等の住まいや移動手段等の確保に係る施策	104
3-7	災害及び感染症対策に係る施策	107

第7章 介護保険料

第1節	介護保険料算定の流れ	110
1-1	介護保険事業の財源	110
1-2	介護保険料の算出方法	111
第2節	介護保険サービス量の推計	112
2-1	介護給付サービス量の推計	112
2-2	介護予防サービス量の推計	113
第3節	介護保険サービス費の推計	114
3-1	介護給付サービス費の推計	114
3-2	予防給付サービス費の推計	115
3-3	総給付費の推計	115
3-4	標準給付費の推計	116
3-5	地域支援事業費の推計	116
第4節	介護保険料の算定	117
4-1	第1号被保険者介護保険料基準額の算定	117
4-2	第1号被保険者の所得段階別保険料	119

第8章 介護保険制度の円滑な運営等

第1節	介護給付等適正化の推進	121
1-1	介護給付適正化の取組	121
1-2	制度の趣旨普及	123
1-3	指導監督との連携	123
第2節	介護サービスの質の向上	124
2-1	ケアマネジメントの質の向上	124
2-2	介護人材の確保、資質の向上	124
第3節	介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	126

第4節	介護サービス情報の公表	126
4-1	情報提供等	126
4-2	苦情・相談受付体制の充実	126
第5節	介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	127
第6節	低所得者への配慮	127
6-1	低所得者への配慮	127
6-2	介護保険料の減免	127

第9章 計画の推進体制

第1節	連携体制	128
1-1	市民との連携	128
1-2	地域で支え合う体制づくりの推進	128
1-3	関係団体との連携	128
1-4	庁内組織体制の整備	128
1-5	近隣自治体との連携及び国、県との連携	129
第2節	進行管理	129

資料編

1	第9期計画における拡充または新規施策・事業	132
2	ストラクチャー指標	133
2-1	リハビリテーションサービス提供体制	133
2-2	地域資源	134
3	日常生活圏域別データ	136
3-1	日常生活圏域別介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果	136
4	その他のアンケート調査結果概要	140
4-1	居所変更実態調査	140
4-2	在宅生活改善調査	145
4-3	介護人材実態調査	151
5	伊勢崎市介護保険運営協議会名簿	154
6	設置要綱等	155
7	計画策定の経過	158
8	用語の解説	160

第7章 介護保険料

第1節 介護保険料算定の流れ

1-1 介護保険事業の財源

保険給付及び地域支援事業を行うための費用は、下図のとおり50%を公費（国・群馬県・伊勢崎市）で賄い、残りの50%を第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）が納付する保険料で賄います。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。本計画においては、第8期計画から変更なく第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となっています。

なお、地域支援事業を行うための費用のうち、②包括的支援事業及び任意事業については第2号被保険者の負担はなく、その分は公費で補填されます。

本市の第1号被保険者の保険料の算定にあたっては、本計画の3年間の標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額の23%が賄えるよう保険料水準を定めることとなります。

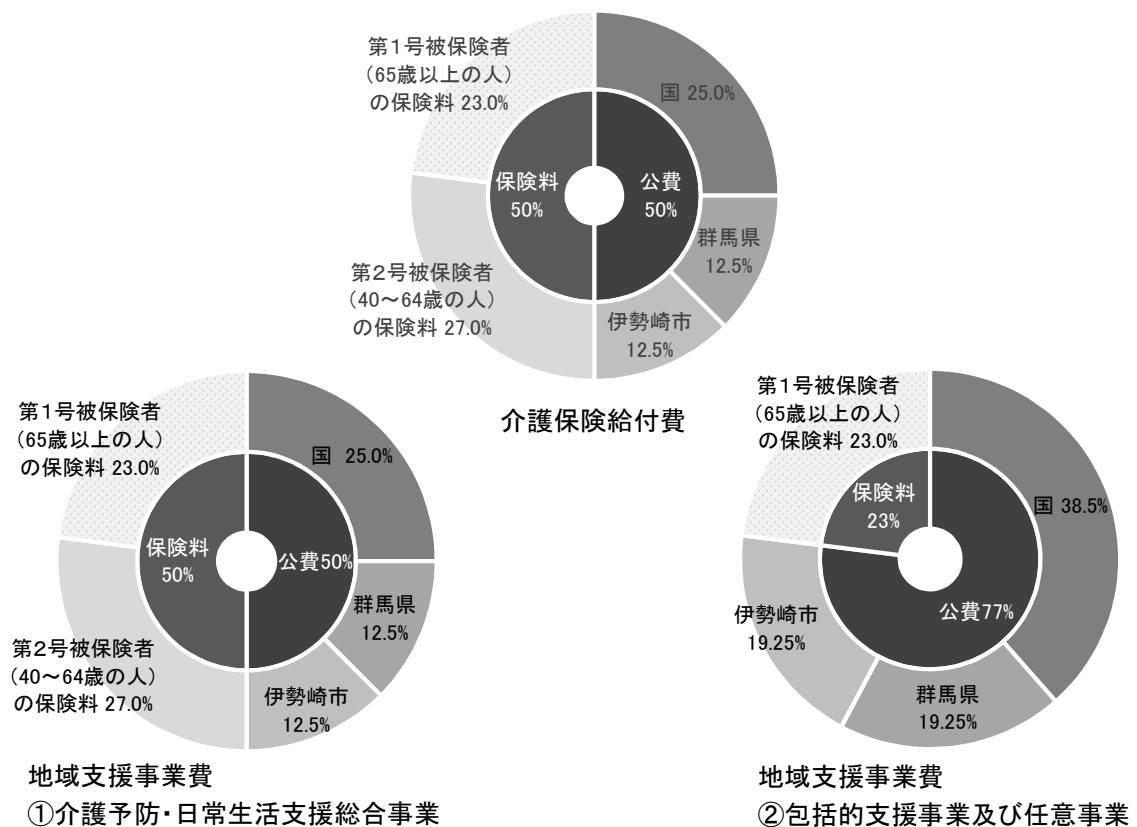
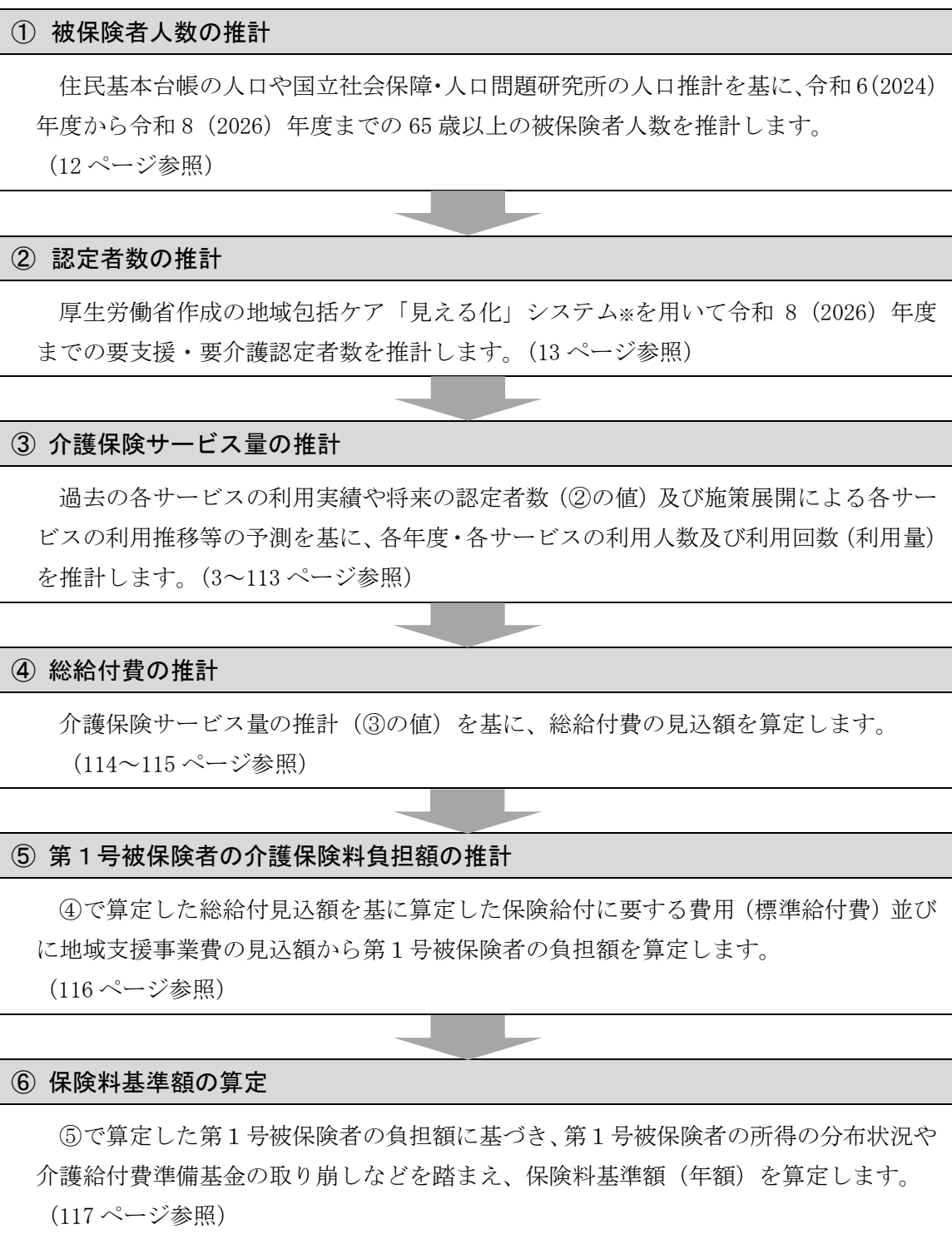


図7-1 介護保険事業の財源構成

1-2 介護保険料の算出方法

第1号被保険者保険料は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の実績を基に、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの介護保険サービス利用者数や総給付費の推計を行い、次の手順で算出されます。



第2節 介護保険サービス量の推計

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの介護（予防）サービス利用量は、次のとおりです。

2-1 介護給付サービス量の推計

（単位：月あたりの利用人数・回数・日数）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
①訪問介護	回	25,378.6	24,958.4	24,638.9
	人	1,363	1,355	1,356
②訪問入浴介護	回	413.5	435.9	442.0
	人	87	90	91
③訪問看護	回	10,285.7	10,611.0	10,798.7
	人	805	829	842
④訪問リハビリテーション	回	1,203.3	1,207.3	1,207.3
	人	89	88	88
⑤居宅療養管理指導	人	1,718	1,747	1,768
⑥通所介護	回	34,921.7	35,183.9	35,496.6
	人	2,416	2,378	2,388
⑦通所リハビリテーション	回	3,013.6	3,024.1	3,019.4
	人	354	354	354
⑧短期入所生活介護	日	9,413	8,728	8,608
	人	566	546	546
⑨短期入所療養介護	日	874	891	908
	人	87	88	89
⑩福祉用具貸与	人	3,225	3,274	3,343
⑪特定福祉用具購入費	人	28	28	29
⑫住宅改修費	人	21	22	22
⑬特定施設入居者生活介護	人	241	277	288
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	6	6	6
②地域密着型通所介護	回	5,487.3	5,433.4	5,464.7
	人	634	645	659
③認知症対応型通所介護	回	381.8	402.1	406.1
	人	33	34	34
④小規模多機能型居宅介護	人	99	99	103
⑤認知症対応型共同生活介護	人	203	212	225
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	68	68	82
⑦看護小規模多機能型居宅介護	人	87	87	87

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設サービス				
①介護老人福祉施設	人	981	1,001	1,001
②介護老人保健施設	人	392	392	392
③介護医療院	人	6	6	6
居宅介護支援	人	4,735	4,772	4,835

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

2-2 介護予防サービス量の推計

(単位：月あたりの利用人数・回数・日数)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス				
①介護予防訪問看護	回	864.8	862.4	887.6
	人	104	102	104
②介護予防訪問リハビリテーション	回	196.0	195.2	194.4
	人	26	26	26
③介護予防居宅療養管理指導	人	61	61	62
④介護予防通所リハビリテーション	人	77	77	77
⑤介護予防短期入所生活介護	日	64.8	64.8	64.8
	人	18	18	18
⑥介護予防短期入所療養介護	日	0	0	0
	人	0	0	0
⑦介護予防福祉用具貸与	人	562	574	588
⑧特定介護予防福祉用具購入費	人	11	11	12
⑨介護予防住宅改修	人	12	12	13
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人	23	27	28
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防小規模多機能型居宅介護	人	14	14	14
②介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0
介護予防支援	人	684	703	718

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

第3節 介護保険サービス費の推計

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの介護（予防）サービス給付費等は、次のとおりです。

3-1 介護給付サービス費の推計

（単位：千円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	7,875,081	7,951,840	8,014,658
①訪問介護	900,291	886,764	875,458
②訪問入浴介護	61,320	64,724	65,629
③訪問看護	528,855	546,659	556,750
④訪問リハビリテーション	45,115	45,285	45,285
⑤居宅療養管理指導	221,393	225,382	228,023
⑥通所介護	3,525,369	3,561,139	3,592,688
⑦通所リハビリテーション	365,062	367,471	367,534
⑧短期入所生活介護	975,939	903,861	891,896
⑨短期入所療養介護	120,567	122,876	125,214
⑩福祉用具貸与	512,231	520,452	531,449
⑪特定福祉用具販売	10,663	10,663	11,050
⑫住宅改修	26,756	28,032	28,032
⑬特定施設入居者生活介護	581,520	668,532	695,650
地域密着型サービス	2,052,586	2,081,043	2,189,406
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,516	12,532	12,532
②地域密着型通所介護	514,442	508,405	509,888
③認知症対応型通所介護	57,077	59,976	60,593
④小規模多機能型居宅介護	274,796	275,144	285,507
⑤認知症対応型共同生活介護	669,186	699,753	742,677
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	255,505	255,829	308,805
⑦看護小規模多機能居宅介護	269,064	269,404	269,404
施設サービス	4,606,478	4,678,105	4,678,105
①介護老人福祉施設	3,216,839	3,286,707	3,286,707
②介護老人保健施設	1,361,460	1,363,183	1,363,183
③介護医療院	28,179	28,215	28,215
居宅介護支援	876,655	885,453	897,998
介護給付費計（I）	15,410,800	15,596,441	15,780,167

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

3-2 予防給付サービス費の推計

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス	162,176	167,085	171,580
①介護予防訪問看護	37,754	37,693	38,788
②介護予防訪問リハビリテーション	6,601	6,582	6,556
③介護予防居宅療養管理指導	6,523	6,531	6,631
④介護予防通所リハビリテーション	30,887	30,927	30,927
⑤介護予防短期入所生活介護	4,860	4,866	4,866
⑥介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑦介護予防福祉用具貸与	34,134	34,851	35,708
⑧特定介護予防福祉用具購入費	3,424	3,424	3,773
⑨介護予防住宅改修	15,640	15,640	16,957
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	22,353	26,571	27,374
地域密着型介護予防サービス	9,315	9,327	9,327
①介護予防小規模多機能型居宅介護	9,315	9,327	9,327
②介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援	39,457	40,606	41,472
予防給付費計(Ⅱ)	210,948	217,018	222,379

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

3-3 総給付費の推計

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	15,621,748	15,813,459	16,002,546

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

3-4 標準給付費の推計

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	16,521,410	16,728,298	16,932,952	50,182,660
総給付費	15,621,748	15,813,459	16,002,546	
特定入所者介護サービス費等給付額	464,773	472,758	480,510	
高額介護サービス費等給付額	373,881	380,363	386,606	
高額医療合算介護サービス費等給付額	47,568	48,121	49,347	
算定対象審査支払手数料	13,440	13,597	13,943	

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

3-5 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	514,554	535,720	557,467	
訪問型サービス	97,770	102,696	107,872	
通所型サービス	301,573	315,372	329,508	
介護予防ケアマネジメント	46,210	48,302	50,453	
介護予防把握事業	17,516	17,693	17,872	
介護予防普及啓発事業	5,126	5,126	5,126	
地域介護予防活動支援事業	12,940	12,940	12,940	
一般介護予防事業評価事業	40	40	40	
地域リハビリテーション活動支援事業	569	569	569	
その他介護予防・日常生活総合事業	32,810	32,982	33,087	
包括的支援事業・任意事業	337,413	361,571	361,571	
高齢者相談センター (地域包括支援センター)運営	282,508	307,898	307,898	
地域ケア会議推進事業	716	716	716	
在宅医療・介護連携推進事業	7,103	7,103	7,103	
生活支援体制整備事業	9,619	9,619	9,619	
認知症初期集中支援推進事業	8,862	8,862	8,862	
認知症地域支援・ケア向上事業	1,544	312	312	
任意事業	27,061	27,061	27,061	
地域支援事業費見込額	851,967	897,291	919,038	2,668,296

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

第4節 介護保険料の算定

4-1 第1号被保険者介護保険料基準額の算定

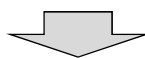
介護保険料は、第9期計画期間である令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの介護サービス見込量等に基づき、以下の流れで算定します。

A標準給付費見込額、B地域支援事業費見込額の合計にC第1号被保険者負担割合の23%を乗じて第1号被保険者の負担額を求めます。

次にD調整交付金不足額、E財政安定化基金拠出額、F財政安定化基金償還額を加算し、G保険者機能強化推進交付金等の交付見込額、H介護給付費準備基金取崩額を差し引き、保険料収納必要額を求めます。

この保険料収納必要額をI予定保険料収納率とJ補正第1号被保険者数で除したものが第1号被保険者の介護保険料基準額（年額）となります。

項目	区分	計画値
A	標準給付費見込額	50,182,660 千円
B	地域支援事業費見込額	2,668,296 千円
C	第1号被保険者負担割合	23 %
D	調整交付金不足額	1,018,811 千円
E	財政安定化基金拠出額	0 円
F	財政安定化基金償還額	0 円
G	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	100,000 千円
H	介護給付費準備基金取崩額	1,000,000 千円
I	予定保険料収納率	99.1 %
J	補正第1号被保険者数	169,120 人



保険料基準額【年額】
$\{(A+B) \times C + D + E + F - G - H\} \div I \div J \doteq 72,000 \text{ 円}$

調整交付金

標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業における国の負担割合 25%のうち 5%（全国平均）は調整交付金として支出されます。市町村間の高齢化の状況と第1号被保険者の所得水準の格差から生じる財政の不均衡を是正するために設けられています。

本市では、後期高齢者の割合が全国平均よりも低く、低所得の人の割合が低いため、交付割合が5%（全国平均）を下回ります。5%を下回る分（不足額）は、第1号被保険者の保険料で賄うことになります。

本計画においては、本市の調整交付金の交付割合を約3%（3か年平均）と推計しており、5%との差である約2%分は第1号被保険者の負担割合（23%）に加算することになります。

財政安定化基金

介護給付費が計画での見込みを上回る場合や保険料収入の減少により財源不足が生じた場合に備え都道府県が設置しています。保険者が財源不足に陥った場合には一般財源から財政補填をする必要のないよう、基金から必要な資金が貸し付けられます。

基金の原資は国・県・第1号被保険者保険料からの拠出金によります。（群馬県においては基金残高を勘案し、拠出金の納付が休止されています。）

貸し付けを受けた市町村は、次の計画期間の保険料算定において、返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に返済（償還）することになります。

本市は貸し付けを受けていないため、返済（償還）分を考慮する必要はありません。

介護給付費準備基金

計画期間中に生じた保険料剰余金を積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合に前年度以前に積み立てた額から必要額を取り崩せるよう介護給付費準備基金を設置しています。本市の基金保有額は令和5（2023）年度末の見込みで約18億円です。

計画期間終了時の基金保有額を次期計画期間に歳入として繰入れ保険料の上昇抑制を図ることが基金の用途の一つであるため、本計画期間においては約10億円を取り崩し保険料の上昇を抑えることとしました。

補正第1号被保険者数

所得段階ごとの第1号被保険者の推計人数に、それぞれの段階の基準額に対する割合を乗じて得た人数の合計で、保険料負担を加味して算出する第1号被保険者の人数。

（基準額に対する割合は119ページ参照）

4-2 第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階別保険料は、市民税の課税状況や収入・所得状況に応じた設定をします。

このことにより、所得の低い人への負担を軽減する一方で、所得の高い人は所得に応じた負担をしていただくことになります。

所得段階別保険料は、所得段階ごとの人数分布を勘案し、全体として第1号被保険者の負担額を確保できるよう設定します。

所得段階	要件(課税・所得区分)		基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している ・生活保護受給中 		0.285	20,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.485	34,900円
第3段階		合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える	0.685	49,300円
第4段階	本人が市民税非課税・同世帯に市民税課税者がいる	合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下	0.85	61,200円
第5段階		合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超える	1.0(基準額)	72,000円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.2	86,400円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	93,600円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	108,000円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	122,400円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	136,800円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	151,200円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	165,600円
第13段階		合計所得金額が720万円以上	2.4	172,800円

※ 第1段階から第5段階(本人が市民税非課税)の合計所得金額に年金雑所得が含まれている場合は、合計所得金額から年金雑所得の金額を除きます。

第9期計画保険料のポイント

(1) 保険料の上昇抑制

介護給付費準備基金から約10億円を取り崩すことにより、保険料基準額の上昇を抑えることとしました。保険料基準額(72,000円)を据え置きとします。

(2) 所得水準に応じた負担割合の見直し

国の制度改正により、保険料標準段階を13段階とし、段階を区分する所得金額と基準額に対する割合の一部を変更することが示されました。

本市では国が示す標準段階、段階を区分する所得金額及び基準額に対する割合を採用することとします。

これにより合計所得金額が420万円以上の人の保険料が増額となります。

(段階を区分する所得金額の変更により、増額とならない方もいます。)

(3) 低所得者への配慮

ア 第1段階、第2段階及び第3段階の保険料は、国の施策に基づき第8期計画と同様に、消費税を財源とする公費を投入して、保険料基準額(72,000円)に対する割合を引き下げます。

第1段階(0.455→0.285)、第2段階(0.685→0.485)、第3段階(0.69→0.685)

イ 第4段階の基準額に対する割合を引き下げます。

国標準0.90→本市独自0.85